

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (家計急変世帯向け)のご案内

**新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯**

- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は、対象になりません。→例:子(課税者)に扶養されている高齢者夫婦のみの世帯
- ※住民税非課税世帯向けの給付金を受給された世帯や、その世帯の世帯主であった方を含む世帯は、支給の対象になりません。

**申請期限：令和4年10月31日(月)【消印有効】**  
※申請期限が延長になりました

【申請書類 入手方法】

- 台東区公式ホームページからダウンロード
- 台東区住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター(裏面参照)へご連絡

## 給付金の支給額

**1世帯あたり10万円**

## 給付金判定方法のイメージ

新型コロナウイルス感染症の影響で**令和4年1月以降**の収入が減少



令和4年1月~9月の  
間の任意の1か月収入



年収換算  
(×12月)



家族構成例	限度額 (収入額ベース)	限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1名) を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名) を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名) を扶養している場合	255.7万円	171.0万円

**裏面もご覧ください**

# 支給の目安

要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯全員それぞれの収入額が、住民税非課税相当限度額以下となった世帯
判定	令和4年1月～同年9月のうち、減少した「任意の1か月」の収入を年収換算し、経済状態を推定します（表面参照）
収入種類	給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入（遺族年金等の非課税年金は除く）

## よくある質問

**【Q】**年金収入が少ないので、支給を受けられる？

**【A】**年金収入は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少するものではありませんので、年金収入額を理由に支給はできません。

**【Q】**今春、定年退職により減収となったので、支給を受けられる？

**【A】**定年退職による減収は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた収入の減少ではありませんので、支給対象外となります。

**【Q】**持続化給付金、事業復活支援金、東京都の感染拡大防止協力金は事業収入に含まれる？

**【A】**課税対象となるため、事業収入に含まれます。

受給した助成金や給付金が課税・非課税のどちらの対象となるかは、協力金等の実施主体へご確認ください。

※事業活動に季節性がある場合の閑散期や出荷時期による減収、傷病や離婚等が原因での減収は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた収入の減少ではありませんので、支給対象外となります。

※給付金受給後、虚偽の申請であると判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

## お問い合わせ / 申請書類 請求先

台東区 住民税非課税世帯等 臨時特別給付金コールセンター

TEL:0120-000-573

受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)